

右は文政十三寅年中、鐘撞堂修復之砌は、其節迄用來候時計下に遣し、時計補理候間、代金も下直に相上り候得共、此度は類焼に付、不殘新規に相成候に付、代金も右修復之節よりは相増候儀に御座候。

右之通奉申上候以上、

本所時鐘屋敷請負人

寅七月

勘右衛門

長右衛門

〔長崎夜話草〕<sup>五</sup>長崎土産物略<sup>○中</sup>

土圭細工 唐人は自鳴鐘と書、日本にては土景と書ても可ならんか、時計と書は字韻にかなはず、大小數品あり、

枕土景 根付土景のたぐひ、皆元來南蠻國より傳へて、其家傳今なを不絶、

〔翁草〕<sup>八</sup>關新助算術之事

關新助は、元甲府御家來也、文昭院殿家<sup>○徳川</sup>御治世に至り、御旗本の士となる、<sup>○中</sup>又先年唐より渡りし人形時計有り、下は臺にて、上に釣鐘を掛け、唐子の人形、鐘木を持って、時々數ヲ打、半時をも打也、然れ共年を経て、せんまい損じ又は鏽朽て、人形働かず、仍時計師を呼被仰付けるに、誰有て直さんと云者無し、新助是を聞及で、拜見仕度由願ひ、疾と見て、何卒直し可差上と、彼時計を奉預、四五十日程の内に、元の如く直し指上しと也、

〔燈前漫筆〕近年時計世に流行して、諸侯方居間に、二三十、少くして十ばかりもありといふ、いかなる心にて、翫び給ふぞや、其心は知らず、おもふに只何の心あるにはあらず、時の流行と云ふに雷同して、多きをむさぼるの心ならむか、此器の用は、時を計る物なれば、一つにても足りぬべし、遅